

参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和二十七年十二月十六日(火曜日)午
前十時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 油井賢太郎君
理事 西郷吉之助君
中田 吉雄君

委員

石村 幸作君
宮田 重文君
岡本 愛祐君
小笠原三三男君
原 虎一君
吉川末次郎君
岩男 仁藏君
岩木 哲夫君

衆議院議員

國務大臣

國務委員

國家地方警 谷口 寛君
察本部長 柴田 達夫君
本部総務部長 鈴木 善幸君
自治行政次官 武岡 憲一君
自治行政部長 福永手一郎君
事務局側 常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件

○本委員会の運営に関する件

○町村の警察維持に関する責任移の
時期の特例に関する法律案(衆議院

提出)

○地方財政平衡交付金法の一部を改正
する法律案(内閣送付)

○昭和二十七年度分の地方財政平衡交
付金の単位費用の特例に関する法律
案(内閣送付)

○委員長(油井賢太郎君) 只今から委
員会を開会いたします。

町村の警察維持に関する責任移の
時期の特例に関する法律案につきま
して、衆議院側から提案理由の説明者
として鈴木直人君が見えております
から、これに関する説明を先ずお願い
いたします。

○岩木哲夫君 この只今委員長が言
われたことに對する審議は結構ですが、
それに引續いて地方税法の一部改正法
律案に關して地方税法の一部改正法
律案に關して地方税法の一部改正法
律案に關して地方税法の一部改正法

○委員長(油井賢太郎君) 呼んであり
ますから、警察法の只今の質疑は多少
あると思いますが、そのあとで御発言
願いたいと思います。

○岩木哲夫君 わかりました。

○小笠原三三男君 この前も私は念
うに委員長にお尋ねしておいたと思
うのですが、こういう法案は理事会等
でそれなりの日程を組んでかけられる
と思われ、日程を組んでかけられる
に陳情、請願とか、或いは岩木さんの
ような、特に委員会として重要な問題
であるというこの調査、質疑等も、

これはまとめてどういうときにやると
いうことを各委員の了解の下にやれる
ようにして頂きたい。どういふことで
御調査になるのかというところが、議員
一人々々が、自分の都合上聞いておか
なくちやならないというところで委員
で時間を取るといふことだけではいか
んので、その時間を取る個人の問題で
なくて、委員会全体の問題であるとい
う立場で相互の連帯責任があるわけ
ですから、こういう点はやはり事前に各
会派と打合せておいて議事を進められ
るようにして頂ければ誠に快い感じが
するわけでありまして、念のために申
添えておきます。

○委員長(油井賢太郎君) 承知しまし
た。

○衆議院議員(鈴木直人君) 今般提案
いたしました町村の警察維持に関する
責任移の時期の特例に関する法律案
の提案の理由並びに法案の概要を申上
げます。

御承知の通り、昨年の警察法の一部
改正に伴いまして、警察を維持する町
村は、住民投票によつて警察を維持し
ないことができることになったのであ
ります。

警察法第四十条の三第八項の規定に
よりますと、毎年十月三十一日までに
警察を維持しないことに決定した旨の
報告が内閣総理大臣に対してなされた
ときは、翌年四月一日に警察維持の責
任の移が行われることとなるのであ
ります。而して去る第十三回国会
は、昨年十一月以後本年五月二十日ま

でに警察を維持しないことに決定を見
ましたものにつぎましては、繰上げて
六月一日に移行される法案が成立
を見たのであります。然るところその
後五月二十一日以後警察を維持しない
ことに決定し、その報告のありました
町村は全国で五十九に達し、その後も
住民投票を行うことの議決のありまし
た町村も若干ありますが、これらの町
村のうち多数のものから国会宛に請願
又は陳情がなされ、警察を維持しない
ことに決定した以上は、警察法所定の
期日まで待つことなく、繰上げて早期
に責任の移を圖り得るよう要望して
来ているのであります。そこでこれら
の町村が希望します場合においては、
責任移の時期を繰上げることででき
る途を設けることが適当と存じ提案
いたしましたのであります。

次に法律案の内容について申し上げます。
本文の内容は、第十三回国会におい
て成立しましたこの法案と同じ題名の
法律に同様のものでありまして、昭和
二十七年五月二十一日から十二月二十
日までの間に警察法第四十条の三第六
項の規定により、住民投票の結果警察
を維持しないことに決定し、その旨内
閣総理大臣に報告のあった町村のうち
で、当該町村長がその議会の同意を得
て、警察維持に関する責任の移の時
期を繰上げたい旨を本年十二月二十
日までに国家公安委員会を経て内閣総
理大臣に申請し、十二月三十一日まで
にその承認を得たものについては、昭和

二十八年一月一日に警察維持に関する
責任の移が行われることとしたので
あります。

次に附則であります。第一項にお
いてこの法律の施行の日を公布の日か
らといたし、第二項においてすでに不
要となりました昭和二十七年法律第百
四十三号を廃止することとしたしまし
た。

以上がこの法律案の提案の理由及び
説明であります。何とぞ御審議の程を
お願いいたします。

○委員長(油井賢太郎君) 只今提案理
由の説明があつたわけでありまして、
これに對しまして國警の次長谷口寛君
並びに総務部長柴田達夫君も見えてお
りますから、御質疑がありましたら御
質疑をお願いいたします。

○小笠原三三男君 質疑する前にちよ
つとお聞きしておきますが、本日はこ
れだけで時間を取つてよろしうござい
ますか、又次回にこれは廻すのでござ
いますか。

○委員長(油井賢太郎君) 大体お昼頃
までこの問題を質疑いたしましたして、そ
の後先ほど岩木君から地方税問題の点
も出ておりますし、その他政府側から
平衡交付金関係の法案の提案理由を説
明したいという申入れもありませんか
ら、若干御質問を願つておいて、又次
回に残りをやつて頂きたい、かように
思つております。

○小笠原三三男君 只今提案理由の御
説明がありました、その説明によつ
て、内容としては警察を維持しないこ

とに決定したものを時期を繰上げて実施を促進せよというところですが、一般的には法としては、再び警察を維持しようとした場合も含んで、両者の場合に常にこういうことができるというところが法としては正しい改正ではないかというふうに思われるのですが、維持しないことのほうだけを御親切に立法して行こうというところは、この警察法の四十条の三の全体の法の構成からいっておかしいのじゃないかというふうに考えられますが、この点御説明を願っておきたいと思います。

○衆議院議員(鈴木直人君) 今回提案いたしました法律は、四十条の三の第八項の規定がすでに警察法に制定せられておりまして、そうしてその適用されるものの具体的な事例が起つて参りましたのでありますが、それをそのまま、この法の適用のまゝにしておきますと、来年の四月一日又は再来年の四月一日から転移が行われるようになつておるのでありますが、地元の投票をいたしました町村からは、衆議院に對しましては二十七件の請願、陳情が参つておりまして、一たび住民投票をいたしました以上は、その当時はその法によつて住民投票したのであるけれども、一たび住民投票してしまつてみると、成るだけ早くこれを国警に移管してもらいたいというふうな考え方が住民に起つて参りました。そして議會において議決というものもできましたし、又住民の三分の一以上の直接選挙によつて、そういうもので起つたのでありますが、成るだけ早くやつてもらいたいという意向が訴えられて来ましたので、前例もあることでありますので、この特例法を制

定いたしました次第であります。

只今御質問の点につきましましては、この法律の根本的の方面に触れるのでございまして、警察を維持しないことができないというところだけを一方的に規定して、それとの逆のことを規定しないことは片手落ちではないかというふうな、何しろ今回の特例法とは全然別個の警察法の根本的改正に関する御意見の点につきましましては先般の国会においても、市の自治体の附近の町村において人口五千未満の町村が参りました場合に、そういう町村が自治体警察に参りたいというふうな、国警から自治体警察に参りたいというふうな意向が住民投票によつて行われた場合にはそれが認められるというふうな規定も同時に制定されたように記憶いたしておるのであります。只今の御意見は両方とも認められておる、現在の警察法の四十条にある次第であります。

○委員長(油井賢太郎君) ちよつと申上げますが、本多國務大臣が見えまして、それから、平衡交付金関係の法案の説明だけを本日は伺つておきたいと思ひます。提案理由の説明だけを伺つておきたいと思ひますが、差支えありませんか。

○小笠原三男君 どもども私は議事の扱いがおかしいと思う。だから私は念暗らしてあなたにはつきりその点は釘を打つて質問を展開したわけですが、ひよこく、そういうふうな議事を、而も私たちなり、理事会なりで相談しないで、あなたがひよこく、とあつちへ持つて行つたりこつちへ持つて行つたりすることはいかんと思う。それは政府

が出て来ようとして来まいと、そんなことは我々委員の知つたことじやない。日程として組んで議事を進行してゐるのに政府の都合がどうであるとかどうであるとか言つて、一々問題を移して行つてはいかんとお思います。こんなことは……。

○委員長(油井賢太郎君) ちよつと申上げますけれども、公報でも申上げてある通り、提案理由を今日は一応説明だけを聞いておくということでは本多國務大臣の出席を求めておいたのであります。ですから提案理由だけ聞きまして、先ほどの警察法関係のほうを続行いたしますから……。

○小笠原三男君 だから私は日程を今日聞いたのです。そうしたら警察法をかけた、提案して質疑を許すというのだから、その質疑にはどれだけの時間が予定せられるか、そうすると午前中、そうしてその後は岩木君のこれを聞くのだ、ちやんと日程をきめておるのだから、こういうことが公報に載つてゐることは私自身も知つてゐる。又そういうことが初めから日程にあつたら、そういう質疑なんかに入らんで、それらの提案理由の説明をして、法案について聞くなら聞く、事前にはつきりしておいて頂きたい。こういうやり方は私は反対します。専門員も専門員だ、こういうやり方をして何を調査しておるのか。

○委員長(油井賢太郎君) 私は平衡交付金問題も提案理由の説明を聞くというふうな申上げたつもりでありました。が、若し失念したとすれば、これは私の誤りですから、本多國務大臣が見えておりますから、平衡交付金関係の提案理由を、日程で申上げた通りこの際

聞くことを御了承願ひたいと思ひます。

○小笠原三男君 反対します。そんな議事の扱いには反対だ。

○委員長(油井賢太郎君) 甚だ不慣れた点で、或いはあなたの御意思に副わなかつたかも知れませんが、先ほど御賛成のかたもおありのようですから、御了承願ひたいと思ひます。

○原虎一君 それは小笠原君が言つてゐるのは、僕は運営上は正しいと思ふのです。すでに議案を上程して、質疑に入つた以上は、それを中途でやめて他の議案に移るといふことは、全員の十分なる了解を得ずしてやるといふことは困難を來たす。一体本多大臣が見えたからといつて、その説明を聞くべき筋合いのものではないので、大臣にも都合があれば委員会も都合がありますから、大臣がそれほど急がれるならば、当初にお見えになつて、今上程になつた議案の前に先にやつてよろしい。あとからおいでになつて、それを質疑に入つてゐるものを直ちにやめて説明を聞く、説明を聞くなどということは簡単ではあるかも知れませんが、これも、そういう議事の扱い方は間違ひである。併しながら今委員長が取扱上、不慣れであつたと言われている以上、我々もそれ以上をこゝろをこゝろでございませぬ。一応このまま休憩で、大臣は一体都合がよいのですか、今言わなければ説明する時間がないのか、そういう点が全体了解いたしてないのです。又今日でなければならぬのであるか、そういう点を一応懇談でスミースに運ぼうがよろしいのではありませんか、一応このまま休憩の動議を提出いたします。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(油井賢太郎君) じやちよつと休憩をいたします。

午前十一時十七分休憩

午前十一時十九分開会

○委員長(油井賢太郎君) 休憩前に引き続き開会いたします。

○小笠原三男君 それで重ねて質問いたしますが、この只今の提案の理由によりますと、全国の、警察を維持しないという住民投票をした町村からの請願が主たる動機として本法案になつて来たようでございますが、ここに書いてあります、全国で五十九の町村が自治体警察を廃止すると決定したといふことですが、その内容をお知らせ願つておきたい。それが順次時期的になつていく件数でそういう決定が全国的になされて来たか、その点も説明を願つておきたいと思ひます。この資料でいいわけでしょうか。

○衆議院議員(鈴木直人君) 別途に御参考のために資料を御配付申上げてあるのですが、そこに「五月二十一日以降住民投票を行い警察を維持しない」と決定した町村」という題目の下に、府県名をこれに書きまして、ずつと列挙してあるのではありませんか、これは府県を北海道からずつと北のほうから書いたために、その町村は、必ずしも住民投票が行われた日にち順には列挙されておらないわけでありまして、併しながらこれを御覧になりますと、いふと、住民投票をいたしました日にちが書いてありますので、これによりまして……。

○小笠原三男君 そこでこの表で見ますと、六月に廃止を決定したのが一件、八月が大体四件ばかりで、あとは

九月以降になつておるのですが、この町村が陳情なり請願なりの場合に十分お聞き取りになつたろうと思ひますが、この責任移の時期の特例に関する法律を十分承知の上でこういう決定をしておるのだらうと思ひますが、そうしてなお決定をして、あと法のほうを直して早くしてくれということはどうも私には聞き取れん点があるのですが、どういふ事情を訴えて来ておるわけですか。その住民投票をやつた当時においては、来年の四月から責任移されるのだという事は覚悟の前で投票しておつたのだらうと思ひます。そうしたものを今度は救済するために法の改正しようというところは、私どもも一般的な問題として扱う場合に聞き取れないのです。一々既成事実を、この頃自由党さんのように既成事実を作つておいて、そうしてそれを法によつて促進させて行くというやり方は、私はどうも適當でないと思ひます。もう初めから住民投票をする場合に、国会に願つておつた責任移の時期を繰上げておつた、こういうことも同時に討議されたものであれば別ですが、私はそうでないと思ひます。この点はどういふ事情になつてゐるかお伺ひしたい。

それから第二点としましては、極端なのは十二月二十五日住民投票に付する、まだ手続中だというのがあつたわけですが、それから昨日住民投票に付しておるの、岐阜県の妻木町ですか、こういうのがありますが、これは今あなたの方から出されておる特例に関する法律案の上程を見越してこういう措置をこの自治体がつておるのかどうか、この点を明らかにしておいて頂きたいと思ひます。私の聞いておることは余りに便宜主義になつて、法をたやすく一部の者の利益のために簡単に措置し扱つたというやうな感じがなつかうという点について疑念があるもので、こういうことをきつてばらんにお伺ひしてゐるわけなんです、この点を明らかにして頂きたい。

○衆議院議員(鈴木直人君) 只今の御質問は御尤もだと思ひますが、第一点につきましては、これらの町村は住民投票を行つた場合には、恐らく現在の法律をよく知りまして、住民投票をするならば、来年の四月一日から国警に移管されるのであるということによつて認識の上で町村議会が議決をし、住民投票が行われたものであると推察いたしておるものであります。併しなからその後になりまして、先ほど御説明申し上げましたやうに、成るだけ早くできるならば国警に持つて行つてもいいという考え方を持つたものと見えて、そういうやうな意味の請願なり陳情が来ておつたわけでありまして、国家警察本部に打合せをしてみますと、その分につきましては、予算的にも現在臨時欠員がございまして、その補充等の関係とも睨み合せまして、この一月、二月、三月分については新らしく予算を追加する必要なく、予算上も支障ないというお話でありましたし、又治安上もそうすることによつて却つて悪くはならないし、まあよくないことになつてしまつたやうなものと、来年の四月一日からであつても、その間に動いておる人たちの警察官などがいろいろ思想的に動揺などもあり得るのであります、いつそのこ

とできるならば早く国警に移管したほうが、そこに機動的にも落着いて、治安維持においてもよりよくなるやうにも考えられるというものであります。この法案を、朝令暮改というやうなお考えはあるであらう思ひますが、併しなから全国に五十九ですか、又この二十日までになりますともつとだんだん少しずつは多くなるやうな印象を受けておるのであります。そういうやうな町村が一齊に移管されるというやうなことは、必ずしも現在自治体警察として残つておる数からみると少い数とも言えないものであります。から、こういうやうな法案を出した次第であります。

次に第二の点であります、この法案の内容の示すところは、一月一日に国警に移管したいという希望をその町村が持つたならば移管することができると、こういうことであります。若しその町村が来年の四月一日に切替えたいというならば、それでも勿論よいことではあります。一月一日から国警に移管したいというやうな希望があるならば、その希望を遂げてやることのできるというやうな、まあいわば非常にどちらにも都合がよいやうに、住民の考え方を満足させるやうな途を開いた特例に過ぎませんので、必ずしもこれは根本的に四月一日から移行するといふものを全面的に修正したわけでもないものでありますから、そういう意味においてこういうやうな法案を提出した次第であります。

○小笠原三男君 この岐阜県の妻木町、香川県の琴平町、これは十二月の十四、十五にそれぞれ住民投票に付するわけですが、これはやはり十二月の二十日までには内閣総理大臣のほうに申請して来る動きがあるのかないのか、これは提案者でわからなかつたならば、国警本部のかたでもよいのです。が、お伺ひしたい。ということとは、これも卒直に申上げますが、こういう法によつていろいろ措置するということが一つの誘引になつておつたやうなことが行われて、あと追つかけて来れば又法を改正して行く、こういう行き方になるのでは、法の權威は全然ないわけなんです。そういう点から関連があるの、この点をお伺ひしておきたい。知つておるかたでよろしくございしますからお伺ひしたい、又この十二月二十五日に住民投票に付するやうになつておつた町もあつたやうに思ひましたが、それは当然来年のほうに、四月一日以後に廻るもの、こういうふうな了解しておいていいの、又これが臨時の措置でどうかしようということになつて来るのか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(鈴木直人君) 香川県の琴平町のことはつきましては、これは調査いたしてみますという、琴平町の分は十月三十一日までに住民投票をいたしたいという考え方の下に町議会において進んでおつたやうであります。ところがその町議会において賛否両論がありまして、採決いたしたところ、可否同数になりました、そのときの議長は住民投票に付することを否決する採決をしたのであります。その結果町議会といたしましては、住民投票に付するといふことが否決されたのであります。したが、その後町民の中から盛上る署名運動が起りまして、三分の一以上

の住民投票をするところの直接請求が警察法によつて行われまして、その結果直接請求が成立いたして、住民投票が行われることになつたため、警察法によるところの十月三十一日までには間に合はなかつたというやうな事情を聞いておるわけでありまして、従つて琴平町におきましては最初から十月三十一日までにやりたいといふことで考えられておつたやうなものであります。が、岐阜県につきましては、実はまあ詳しいところの調査はいたしておらないのであります。この岐阜県の只今御指摘になりましたのは妻木町でありまして、昨日住民投票が行われまして、その結果が只今、住民投票が成立をいたしたので、この五十九の中に入つておるわけでありまして。即ち五十九あるといふのは本日現在でございまして、或いは明日、明後日、明後日といふやうにだん／＼と恐らくこういうやうな住民投票が行われつつある、全国を通じてあると思ひますが、現在まだ自治体警察として残つておるのは百四十九程度がまだ残つておるやうであります。これらの町村がどういふやうな動きをするか、実は調査をいたしておりますが、この十二月二十日までの間において住民投票が行われて、そして町村議会の議決を経て国家公安委員会のほうに報告があり、そしてそれが内閣総理大臣のほうに申請があつた件についてはこの法の適用を受けることになるのであります。これは御参考に申上げて却つて或いはどうかと思ひますが、まだ今後とも十二月二十日までの間に住民投票が行われるのじやないかと

思われるような町村も若干含まれておるといふことは、先ほど提案の御説明のときに申上げた通りでございます。

○政府委員(谷口寛君) 小笠原議員さんの御質問の中で、国警側に対する分につきましては私からお答えいたします。岐阜県の妻木町が十二月十五日に住民投票をやつて廃止を決定した、それから香川県豊平町が十二月十四日住民投票を実施いたしました。廃止を決定いたしましたことにつきましては国警本部に報告があつたのでございまして、御質疑がありましたような、これが十二月二十日までには繰上げ方を申請して来るかどうかという事実につきましては、我々といしましては、全く町村の意思によることではございません。

で、国警側といしましては積極的に何らの調査をいたしてはおりません。ただ私の想像をいたしましたのは、若し法案が通過いたしますならば、恐らくは住民投票も終つたことではございまして、から請求いたすだろうという、これは想像でございますが、積極的にその点を確かめてはおりません、以上でございます。

○小笠原三三男君 先ほど提案理由をお述べになり、或いは質疑の過程で明らかになつた点であります。私たちがとしては、地方町村の財政が自治体警察を維持するのに堪えないというところが大きな理由でございまして、警察を維持しないという決定がなされるように聞いておつたのですが、ところが又別な理由として、一旦自治体警察を来年から置かないぞときめたところが、この期間中警察官の士気が沈滞し、治安が確保できない、こういうようなことが一つの理由として挙げられております。

が、そういう町村はどこであるのか、お伺いしたい。それから又そうだとすれば、我々国会議員としても不都合な法律を作つたわけでありまして、五月三十一日以降と議決があつた。それが翌年の四月一日から効力を発生するということときめた場合において、それらのことは十分我々としても想像もし、推考した上でこの法律を作つたと思うのですが、それが議決のあつた後責任転移の行われる期日までの間、ぐらゝぐらゝする、そういうような自治体警察が出て来るような、そういう悪い法律を作つたとはてんで思つていないのです。どういふところにそういうところがあるか、お伺いしたい。

○政府委員(谷口寛君) これは国警側からお答えする筋ではないかとも思いますが、私はこの法案が議員提案といたしまして衆議院に提出され、いまに際しまして、この法案が成立いたしました場合に、財政上の見通しができ得るかという点で政府側の所見を質されたのであります。その場合に我々といしましては、一応次のような見解を持つたのでございます。即ち現在の警察法によりますれば、只今小笠原議員が御指摘になりました通り、毎年十月三十一日までに町村警察の廃止を決定いたしました場合に、翌年の四月一日から原則的に国警に移管をさすようになつておりますが、この法律の条項を定められた主たる理由として、我々の仄聞いたしました点は、国の予算編成上の必要から、一応年度の当初予算を組む場合に、一応年度の当初前年度の十月三十一日ぐらゝいまでに見当のついたものを翌年の四月一日か

らの当初予算に組んで行くというような、主として予算上の必要からこのような規定が設けられたと仄聞をいたしておるのであります。先ほど来別の観点からいへば、御説明がございする点からいへば、一旦町村が、町村の自由なる意思をいたしまして国家警察に移管をいたしましたという意思を決定いたしました以上は、その転移の時期という問題は、おのずから技術的に定まる点を中心にして、その技術的な点を中心としたして、予算編成上の必要から四月一日とすることが定められたように仄聞いたしておりますのであります。さういふにいたしましては、千数百ある町村警察のうちで、すでに相当数が廃止せられて、残存いたしておりますものが二百弱というふうな実情になり、今回廃止の決議をいたし、或いはまさに決議をいたしたとして、転移を予定いたしております町村数が五十九乃至六十二カ町村、それも四月までの期間を考へれば僅か三カ月である、そういうようなときに何らかの財政上の措置がとり得ますならば、我々といしましては責任転移の時期が繰上りまして、運営の上では一応支障がないという意見を申述べたのであります。

その財政上の観点といたしましては、先ほど提案者の鈴木議員から御説明がございましたように、我々といしましては極力警察定員の充実に努力をいたしてはおります。けれども、技術的な募集、訓練、配置の関係からいまして、止むを得ず出て参ります若干の欠員要員があるのをごさいます。これはたくさんあることを

好んでおりませんので、極力定員を埋めるように努力をいたしております。が、それにいたしましては相当数の警察官でありますから、若干の欠員が出て参つておるのであります。それを十二月末現在で締めて見ますと、おむねこの転移によつて必要といたします警察官並びに警察職員、俸給給手額をまあかつ、賄ひ得る程度の積算ができますので、その点から一応転移がいたされまして、財政上の心配はまあなからうという点を御返事申上げたような次第でございます。町村の廃止を決定いたしまする気持につきましては、先ほど鈴木議員がおつしやいました通りでありまして、或いは財政上の理由もあり、その他の理由もあろうかと、こういう御想像から或いは治安上の必要といふことを申されたのではないかと、かように私としては考へておる次第であります。

○小笠原三三男君 あえて鈴木議員の答弁は求めませんが、今も次長のお言葉の中に、未だ残存しておる町村警察はなんという表現がありましたか、ね、そういう考へ方がこの自治体警察と国警といふものの間の卒直な偽らない考へ方であつて、(笑)そういうことが動機になつて次々と便宜的な法が出て来るということでは、卒直に申上げて不快であるとは申上げませんけれども、快くない。それで念請らしの御質問をして御迷惑をかけておるようなわけなんですがね。

国警のほうに今度はお伺いします。千名に余る警察吏員が、欠員を補充するといふ意味で今金はあるのだ、欠員がそれだけあるのだから間に合うのだ、そこを仮に了解したとして、来

年はこの部分は定員増になるのでございいますか、それとも現定員のままで国警として行くのをごさいますか。

○政府委員(谷口寛君) お答え申上げます。この法案が通りました場合におきましては、一応現在の欠員によつて生じておる財源によつて賄へるということをお申上げましたのは、原則の建前は申すまでもなく、その必要のある場合には或いは補正予算を要求する、或いは当初から予定のつくことにつきましては当初予算の中に組入れるというのがこれが原則的な考へであるわけでありまして、今回のこの法案との関連におきましては、時期的に補正予算の要求をなすことも技術的に困難な時期でございます。当初予算につきましては、もすでに当初予算の査定が進行いたしておりますので、当面やり繰りができないかという点を考へて先ほど申述べたような措置を、若し通りました場合において、国警側としてはつけない、かように考へておる次第であります。さうしてその転移が法律的に決定いたしました場合に、これは法の定めるところに従ひまして、当然に国家地方警察の定員として附加せられることに相成つておるので、来年度の予算といたしましては、当然に国警の定員の中に繰入れたものとして予算を編成いたす、かように相成る次第でございます。

○小笠原三三男君 さうすると、十二月八日までには申請のあつたものをこれを許すといふことを十二月三十一日まできめて、さうして一月下旬か二月初旬に出て来る通常予算ではこの部分は予算化せられて附加せられた定員

好んでおりませんので、極力定員を埋めるように努力をいたしております。が、それにいたしましては相当数の警察官でありますから、若干の欠員が出て参つておるのであります。それを十二月末現在で締めて見ますと、おむねこの転移によつて必要といたします警察官並びに警察職員、俸給給手額をまあかつ、賄ひ得る程度の積算ができますので、その点から一応転移がいたされまして、財政上の心配はまあなからうという点を御返事申上げたような次第でございます。町村の廃止を決定いたしまする気持につきましては、先ほど鈴木議員がおつしやいました通りでありまして、或いは財政上の理由もあり、その他の理由もあろうかと、こういう御想像から或いは治安上の必要といふことを申されたのではないかと、かように私としては考へておる次第であります。

として出て来ると、こういうことではないですか。

○政府委員(谷口寛君) 私の御説明が不十分だったと思いますが、責任の転移が法律の規定によりましてきまりました場合において、今回の法案を例に取れば、通過をいたしまして、一月一日から編入せられるということになりまして法の場合においては、その一月一日から法の定めるところによつて、警察法の六十七条の三でございまして、警察法の根拠によりまして当然にその日から定員としては国家地方警察の定員に相成るのであります。ただ予算をいたしましては……。

○小笠原三男君 いや、今年のことではわかつておる。来年のこと。

○政府委員(谷口寛君) 来年の問題につきましては、四月一日から来年度の予算を改めて来年度の追加予算として適当な時期にこれがきまりますれば要求して行く、かような考え方でございします。

○小笠原三男君 それでその点はどう技術的にそうせざるを得ないだろうと思つたので、意見はわかりました。

最後に、私ばかり時間を取つていて失礼ですからやめますが、お伺いしたいことは、これは斎藤国警長官にもお伺いしたことなんですが、一番最初に警察法による四十条の三を審議する場合に私問題にいたつたつもりだつたのですが、実情は必ずしもそうではないといふことを私知つておるので、念のため国警側の方針を聞いておきたいのですが、この四十条の三では「町村議会において警察を維持しないこと若しくは再び警察を維持することを住民投票に付することを議決したとき」とい

うことで、町村議会において警察を維持しないことを住民投票に付することを議決したとき、それから再び警察を維持することを住民投票に付することを議決したとき、この二種類が町村議会に關係する問題だと思ふのですが、その場合に、町村議会は警察を維持しないことを住民投票に付することを議決したという場合には、この議会の意思としては、町村警察は維持しないといふことを議決したということになりますか。そうでなくて、住民投票をやるといふことのほうが重要問題であつて、町村議会は警察を維持しないという意思を決定したことはない、こういうようなことを言ひ得るのですか、この点を明らかにしておいて頂きたい。

○政府委員(谷口寛君) お答え申し上げます。四十条の三の規定によりまして、只今小笠原委員の御指摘のようになつて、法文では「町村議会において警察を維持しないこと若しくは再び警察を維持することを住民投票に付することを議決したとき」といふ用語が書かれておるわけでありまして、町村におきまして警察を維持しないことを住民投票に付することを議決したという場合におきましては、御指摘の後段にありましては、維持しないことを住民投票に付するといふ決議をやつたことに相成るか、かよつたことを考へておるものであります。但しその議案を提案し、その議決が行はれたことを推測できる前後の経緯によりましては、当該の町村の議会としては、警察を廃止する意思を持つておる、但しそれだけでは現行の警察法をいたしましては廃

止の効果が生じませんので、必ず住民投票に付さなければならぬという意思において、町村警察を維持しないことを住民投票に付する決定をやつておると、法律のそのまゝの効果としては、住民投票に付する議決をいたしたのであります。その議決の経緯において、町村議会そのものとしては廃止したい意思を持つておるといふことが想像される場合もあるといふに過ぎない、かように考へておる次第であります。

○小笠原三男君 どうもこの点は地方の実情で見るとあいまいで、警察を維持しないことを住民投票に付することを議決したという町村の議決は、我々から言へば、警察を維持しないという意思が町村議会にあるのだといふふうに素直に考へたいのですが、それを反駁せられると、我々には何ら意思はない、ただ住民投票に付するためにはこういう議決をしない限りはできないのだから、それで住民の直接の投票によつて賛否をきめてもらうための手続として町村はやつておるので、何ら内容はないものでございまして、こういうことをよく言われる。そういう内容のないものを住民投票に付するといふことが法の精神であつたかどうかといふことに、私は当時これを審議した場合のことを考へて疑念があるわけですが、今の谷口さんの御答弁では、手続としてだけやる場合もあるのだといふ解釈のようですが、そうだとすると、あの法の審議の場合の考へ方とは随分解釈が違ふように思ふわけなんです。それで確かに谷口さんの言われたようなことが国警の指導方針であつたといふことは、今初めて私も胸に落ちたので

す。或る県の国警隊長は、指導して歩くの、いや、この際全国的に住民投票が行われるといふときなんだから、どうなるか、まあために住民投票だけはやるように、一つ町村議会のほうにやらせてもらいたい、こういうふうなことで、町村議会には何ら責任がない、廃止するとかしないとかいう責任はない、廃止するのかもしれないが、住民の意思を聞くといふことで投票をしたらもうだんだんから、あなたたち町村会議員には責任がないことなんだから、要するに警察を維持するかしないかを住民投票に付するといふ意味の住民投票を議決しておるわけでありまして、内容としては……とところが法のほうは、警察を維持しないことを住民投票に付することを議決するといふふうには、はつきり片面のほうだけを表現しておる建前から言へば、私は、谷口さんの解釈は一方的な解釈である。当時の審議の状況から言へば、これは警察を維持しないといふ町村の意思を明らかにして住民投票に付するといふこととでなければならぬ。そうでなくて、谷口さんのおつしやるようなことなら、警察を維持するかしないかを住民投票に付するといふこととをいふにはできておつていいわけですが、手続だけであつて……私は、手続だけであつて、内容も町村の意思としてきまるものであるといふふうに当時解釈して、斎藤長官と質疑をしたことがあつたわけですが、それが實際上の解釈は、何となしにそういう住民投票の機会さえ与えれば廃止の方向に行けるぞといふようなことで、国警側の意思としてそういう指導をして来たように

私は窺われる節があるので、念暗らしに伺つておるわけです。もう一遍はつきりこの点はしておいて頂きたい。

○政府委員(谷口寛君) 警察を維持しないことを住民投票に付することを議決したとき、この解釈をいたしましては、先ほど申し上げましたように、警察を維持しないことを住民投票に付けて聞いてみるという決議といふのが、我々の持つております法律解釈でございまして。ただこの場合に、今御指摘になりましたように、それであれば、警察を維持することを住民投票に付するといふことにも表現でも、結論は同じといふことに相成るようにも考えられます。その点、自治体警察として、市町村警察として原則的な建前でありまして、維持を継続いたします場合において住民投票に、更に継続するかどうかといふことをかける必要は毛頭ないのでありますから、必ずその議決の議案の内容をいたしましては、町村警察を維持しないことを住民投票に付する議決案といふ恰好で出て参る。但しそれは町村議会の議決そのものが、廃止の意思をはつきり持つておつて、その意思を前提にして住民投票を拘束するといふような性格のものではないといふ意味合いにおいて住民投票に付する議決といふ点が重点であるといふように私は御説明を申し上げたのであります。そのように解釈をいたしておるに過ぎませんので、御指摘のようになつて、斎藤長官と質疑をしたことがあつたわけですが、それが實際上の解釈は、何となしにそういう住民投票の機会さえ与えれば廃止の方向に行けるぞといふようなことで、国警側の意思としてそういう指導をして来たように

するならば、この考え方を適用してお
るのであります。そのような指導は
いたしてないつもりでございます。
個々の場合にそういう事例があれば、
この解釈の行き過ぎであろう。ただ法
律の解釈といたしましては、廃止その
ものを住民投票にかける、こういう気
持しやなく、維持しないことを住民
投票に付するという議決である、かよ
うに考えておる次第でございます。

○小笠原三男君 その点はまだ私は
納得の行かない点があるのです。そん
ならばあなたのおつしやるように警察
を更に維持して行くことをやる必要は
ないのだと、だから表現としては、警
察を維持しないということなのだとい
うのですが、それならば警察を維持し
ないというのを住民投票にかけるこ
とも要らんのだ、町村議会としては、
別に住民みずからの三分の一以上の賛
成を得て住民投票をやる手続も許され
ておるのだから、町村に何ら意思がな
いものを、でたらめな時期にそれな
く住民投票に付して行くということそれ
自体が、警察法において自治体警察、
国警と両建になつてゐる法の建前から
言へばやつてはいけないことなのだ。
あなたがおつしやる警察を維持するこ
ういふことをやるのがおかしいのと同
様に、警察を維持しないということを
敷からずに住民投票にかけて行くこと
もおかしい、そうでしょう。だから私
はどこの谷口さんの意見だけでは賛成
できない。その点もう一度御答弁願
いたい。

住民の直接請求による方法と、この町
村議会の決議によりまして住民投票が
議決せられて、その結果によつて住民
投票が行われ、公正なる住民投票によ
つて廃止が存置かきめられるという
二つの方法が一応定められておるの
であります。前段の直接請求の場合は問
題でないわけでありまして、後段の
住民投票に付する議決という点につ
きましては、先ほども申し上げましたよ
うに当該町村議会といたしましては、当
該町村警察を維持しないことを内容と
した住民投票に付する決議案というも
のを提案いたすのであります。従いま
してその決議案のポイント、住民投
票に付する決議という点にポイントの
ある決議案が出るのであります。その
結果住民投票が行われて行く、かよう
に我々としたしては解釈をいたしてお
るのであります。その場合に町村議会
の意思として、維持しないことを意図
するといふような場合が提案理由の説
明、その他全体の議決に関連する要
領、状態から推定できるといふよう
な考え方は或いはあり得るかと思ひま
すけれども、廃止の意思を決定し
て、町村議会がその廃止の意思決定を
前提にして住民投票を行う決議と、か
ようには考えていないという点を申上
げておく次第であります。

○小笠原三男君 だからその点を論
理的に突いて行けば、警察を維持する
というのを再確認する住民投票がお
かしいと同じに、町村として何ら意思
がないにもかかわらず維持しないとい
うことを住民投票に付するといふ決
議案を出して来るそれ自体もおかし
い、それを議決することもおかしい、
そういう意味から申せば、この法の解
釈としては、警察を維持しないという
ことを町村議会が一応きめて、意思と
してきめて、そのことを住民投票に付
するといふ意味合いでなければならん
ことであつて、それだけに厳重に二段か
まんにこの自治団体の意思というもの
を確認することこそが、この警察法の
文にある、国民に属する警察権力を他
に移譲するかどうかという重要な問
題を議するのにかゝる重要な問題
意味で我々としてはこの法を考へ、当
時考へたと思つておるのです。この点はどう
しても解釈が食い違つておるので、私
のほうも勉強しますが、あなたのほう
も、自治警を廃止して国警に吸収して
行くのだという手がかり的に解釈した
といふふうな疑念を抱かれないような
公正な法解釈をやつてもらいたい、こ
の点は国警のためにも私はうまい
と思はれる点があるので、はつきりま
あ申上げます。でその残存町村警察と
いう意思がこういう法解釈になつて来
るのであれば我々としては問題だ、こ
ういふわけなので、卒直に申上げてお
きます。じゃこれだけにしておきま
す。

○委員長(油井賢太郎君) では警察関
係の質疑は次回に続行することにいた
しまして、この程度にとどまして、本
多國務大臣から、昭和二十七年分
の地方財政平衡交付金の単位費用の特
例に関する法律案の提案理由の御説明を
願ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 只今提案
いたしております昭和二十七年分
の地方財政平衡交付金の単位費用の特
例に関する法律案の提案理由及び内容
の概要について御説明申し上げます。
各地方団体に對して交付すべき昭和
二十七年分の地方財政平衡交付金の
額の算定に用います単位費用につきま
しては、すでに地方財政平衡交付金法に
規定せられておるところでありまして、
これを用いて先般算定を行つたので
あります。只今御審議を願つており
ます。本年十一月から予定されてお
ります国家公務員の給与改訂に準ずる地方
公務員の給与改訂に要する経費、本年
十一月から発足いたしました市町村教
育委員会の設置に要する経費等を基準
財政需要額に算入するため単位費用を
増額する必要があるものであります。

補正予算に計上されております地方
財政平衡交付金の増額二百億円が決定
いたしました。これは、この増額された単
位費用を用ひまして本年度分の地方財
政平衡交付金の算定を行つたものであ
ります。而して、来年度
以降の地方財政平衡交付金に用ひる単
位費用の改正につきましては、実施を
予定されております義務教育費国庫負
担制度、児童保護費国庫負担制度
等との関係があり、来年度の国の予算
の見透しを得てからにしたほうが適當
と考えられますので、差し当りは昭和
二十七年分の地方財政平衡交付金に
用ひる単位費用を改正するにとどめた
のであります。従つて昭和二十七年
度分の単位費用の改正は、地方財政平
衡交付金法の一部を改正する方法によ
らないで、昭和二十七年分の地方財
政平衡交付金の単位費用の特例に関す
る単独法を設けることとした次第
であります。これがこの法律案を提出
した理由であります。

次に内容の概要について御説明申上
げます。

各地方団体に交付いたします地方財
政平衡交付金は、その総額の九二%を
普通交付金八%を特別交付金とした
ております。普通交付金は、土木費、教
育費等の各行政項目について定められ
た所要経費の測定単位ごとの単位費用
に当該測定単位の数値を乗じて算定さ
れた財政需要額の合算額たる基準財政
需要額が算目ごとの収入見込額の合算
額たる基準財政収入額を超える額につ
いて交付することとし、特別交付金は、
基準財政需要額の算定方法によつては
捕捉されなかつた特別の財政需要があ
ること、基準財政収入額のうち著しく
過大に算定された財政収入があること、
普通交付金の額の算定期日後に生じた
災害等のため特別の財政需要があり、
又は財政収入の減少があること、その
他特別の事情があることにより、基準
財政需要額の算定過大、又は基準財政
収入額の算定過少を考慮しても、なお
普通交付金の額が財政需要に比して過
少であると認められる地方団体に對し
て、当該事情を考慮して交付すること
としております。この基準財政需要額の算定
に用ひます各行政項目の測定単位ごと
の単位費用は、行政項目ごとに標準的
な条件を備えた団体又は施設を想定
し、これらの団体又は施設に配置せら
るべき職員の数、備へらるべき器具の種
類等から算出された当該行政項目につ
いて必要な経費のうち、地方税又は地
方財政平衡交付金で賄われるべき額を
当該団体、又は施設の経費測定単位
と定められたものの数値で除して決定
されたものであります。給与改訂が行
われます場合には、これらの団体又は
施設に配置されるものとされた職員の

なお、今回改正しようとしております単位費用によつて算定いたしますと、地方財政平衡交付金の交付を受けております地方団体の基準財政需要額の全国の増加見込額は、道府県分にあつては百二十一億四百万円、市町村分にあつては六十三億三千二百万円、合計百八十四億円余となる見込であります。而して普通交付金の増加額は、今回予定されております地方財政平衡交付金の増加額二百億円の九十二％に当

地方財政平衡交付金制度の運営は、不斷の研究と改善によりまして、着々地方団体の財源均衡化と地方行政の水準の向上にその実を挙げているのであります。先に基準財政需要額の算定に用います単位費用を地方財政平衡交付金法に規定いたしますと共に、近い将来におきましては測定単位の數値、補正係數及び基準財政収入額の算定方法も法定いたしたいと考えております。これらはいずれも十分な研究調査を

それでは、引續いて只今提出いたしました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

次はその内容の概要について御説明申し上げます。

地方財政平衡交付金制度の運営は、不斷の研究と改善によりまして、着々地方団体の財源均衡化と地方行政の水準の向上にその実を挙げているのでありまして、先に基準財政需要額の算定に用います単位費用を地方財政平衡交付金法に規定いたしましたと共に、近い将来におきましては測定単位の數値、補正係數及び基準財政収入額の算定方法も法定したいと考へておりまゝす。これらはいずれも十分な研究調査

現在の普通交付金の算定方法は、先ほど申上げました通り、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額、即ち財源不足額に普通交付金の總額を按分して算定しているため、按分の結果、減じます額は、財源として確保せられるべき基準財政需要額の多寡に比例するものではなく、税収入が少いため、財源不足額が基準財政需要額に比して比較的に多額となる団体が却つて多く減ぜられるという結果になつてゐるの

であります。

もとより各地方団体について算定されました財源不足額の総額が、普通交付金の総額に合致するのであれば、何ら不合理は生じないのでありますが、予算に計上すべき地方財政平衡交付金の額を決定いたしました時期が各地方団体に交付すべき交付金の額を決定いたします時期よりも早い等の関係もあり、若干の差を生じますことは毎年の例となつておりまして、按分率は大体九十七、八%を往來して参りました。

このような現状にありますのと、又

各地方団体に財源として保障せられるべき額は、基準財政需要額として算定せられた額であり、この額を保障すべき財源として基準財政収入額として算定せられた額であり、この額を保障すべき財源として基準財政収入額として算定せられた地方税も、地方財政平衡交

付金と同等のものと見るべきでもありますので、普通交付金の総額が各地方団体について算定せられた財源不足額の総額に充たないときは、その不足額は、各地方団体の財源不足額のみしにわ寄せしないで、それだけは各地方団体に保障せられるべき財源の額と見るべき基準財政需要額を比例的に圧縮す

べきであると考えるのであります。この圧縮せられた基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を以てその地方団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額とすれば、各地方団体の財源は基準財政収入額と地方財政平衡交付金とを以て、それらの地方団体について保障せられるべき財源相当額に比例して保障せられることとなり、地方財政平衡交付金制度の本旨といたします均衡化の精神にも合致することとなるのであります。

であります。

この趣旨を以ちまして、各地方団体の
について算定せられました財源不足額
の合算額が普通交付金の総額を超え
る場合は、当該超過額を各地方団体
の基
準財政需要額に按分いたしました
と、この按分いたしました額を当該
地方団体の財源不足額から控除した
額を以てその地方団体に交付すべ
き普通交付金の額にいたしました
のであります。

併しながら基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体でありまして、基準財政需要額に比して基準財政収入額が大きな割合を占めている地方団体におきましては、基準財政需要額から減額される額が財源不足額より却つて多額となり、その結果普通交付金が交付されないという事例も若干生じますことは止むを得ないところと考へております。

従ひまして、交付金総額の九二%と
法定せられました普通交付金の総額が、
各地方団体について算定せられましたた
普通交付金の額の合算額を超える場合
は、当該超過額は当該年度の特別交付
金の総額に算入することとする半面、
法定せられました普通交付金の総額が、
各地方団体について算定せられましたた

普通交付金の額の合算額に不足する場合には、当該不足額は特別交付金の総額の一部を以てこれに当てることとして所要の規定を設けたいのであります。

以上が内容の概要であります。但し、本改正は別途提出しております法律案に規定せられました単位費用により国の本年度分の地方財政平衡交付金の額の算定から適用したいと所存であります。

ます。

何とぞ慎重御審議の上速かに可決されんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(油井賢太郎君) 只今大臣から提案理由の説明がありました二案につきましては次回に質疑を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(油井賢太郎君) 異議がなければ、次に先ほど岩木委員並びに石村委員から地方税に関する質疑をしたというお申出がありました。が、時間の関係上続行してよろしいですか、それとも一応休憩して午後に通しますようか。

○岩木哲夫君 時間もたつていてのことでありまして、極めて早い時間に次の委員会を開催して頂くことを条件として質問を延期してもよろしいでございますか。

○石村幸作君 午後続行しますか、これで打切つて今日は……。

○委員長(油井賢太郎君) どうしましよろしうかね、今日は……、ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(油井賢太郎君) 速記を始めて、資料の要求のあるかたはどうぞお申出願います。

○中田吉雄君 自治庁にお願いいたしますが、只今頂きました各地方団体に交付すべき普通交付金の額の算定方法の改正に関する試算表というやつ、基準財政収入額ですね、この都道府県別の、そして昨年比との関係で一つこれをお願いいたします。基準財政収入額の各府県別の内訳です。

○委員長(油井賢太郎君) 自治庁のほうよろしうございませうね。それでは次回に一つお願いいたします。

午後零時二十八分散会

十二月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
一、昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案
地方財政平衡交付金法(昭和二十

五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「地方団体に對して交付する。」を「地方団体に對して、次に定めるところにより交付する。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 各地方団体に對して交付すべき普通交付金の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下本項中「財源不足額」という。)とする。但し、各地方団体に對して算定した財源不足額の合算額が普通交付金の総額をこえる場合においては、左の式により算定した額とする。

財源不足額の合算額が普通交付金の総額をこえる場合においては、左の式により算定した額とする。

第五 普通交付金の総額が、第二項本文の規定により算定した各地方団体に對して交付すべき普通交付金の額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は当該年度の特別交付金の総額に算入し、同項但書の規定により算定した各地方団体に對して交付すべき普通交付金の額の合算額に満たない場合においては、当該不足額は当該年度の特別交付金の総額の一部をもつて充てるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金から適用する。

昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案
昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案

昭和二十七年年度に限り、地方財政平衡交付金のうち普通交付金の算定に用いる単位費用は、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十二条第一項及び地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第六十六号)附則第二項の規定にかかわらず、地方団体の種類ごとに左の表の経費の種類に掲げる測定単位に對して、それぞれその単位費用の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 土木費	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	三六〇
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	三三六
	3 河川費	河川の延長	一メートルにつき	一九五
	4 港湾費	港湾における船舶の出入とん数	一とんにつき	六〇〇
	5 その他の土木費	人口	一人につき	一四七六
二 教育費	1 小学校費	児童数	一人につき	二、二四〇〇
	2 中学校費	生徒数	一人につき	二、九六〇〇

道府県	測定単位	単位	費用
1 農業経済費	農産物生産面積	一町歩につき	九四〇〇〇
2 衛生費	人口	一人につき	二、二四〇〇
3 労働費	労働者数	一人につき	二、九六〇〇
4 社会福祉費	児童福祉施設入所者数	一人につき	二、二四〇〇
	被生活保護者数	一人につき	二、九六〇〇
	保健所数	一箇所につき	六、六六〇〇〇
	工場事業場労働者数	一人につき	二、九六〇〇
	失業者数	一人につき	二、九六〇〇
	農業行政費	一町歩につき	九四〇〇〇

市町村	市町村							市町村						
	4	3	2	1	3	2	1	七	六	五	四	三	二	一
	教育費人口	高等学校費生徒数	中学校費生徒数	小学校費児童数	土木費人口	都市計画費人口	港費人口	道路費人口	警察費人口	消防費人口	土木費人口	橋りよう費人口	港費人口	都市計画費人口
	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
	七、三六〇	二、三六〇	三、一七〇	三、一七〇	四、一五〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇

市町村	市町村							市町村						
	八	七	六	五	四	三	二	七	六	五	四	三	二	一
	公債費人口	徴税費人口	戸籍住民人口	登録費人口	その他の人口	徴税費人口	戸籍住民人口	徴税費人口	戸籍住民人口	登録費人口	その他の人口	徴税費人口	戸籍住民人口	登録費人口
	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇	一、六七〇

第七六七号 昭和二十七年十一月二十九日受理
地方債のわく拡大に関する請願
請願者 福島県庁内福島町村
会内 横山宗延
紹介議員 石原幹市郎君
現行の地方債制度は既に限度に達し、弾力性を失い唯一の財源である地方財政平衡交付金も国家財政に圧迫され、町村の基盤所要額の交付も望み得ず、しかも町村としては施行上不可欠の教育、厚生、産業、土木等の各事業が計画通り施行できない現況であるから、唯一の血路である地方債のわくを大幅に拡大せられたいとの請願。

第七七七号 昭和二十七年十一月二十九日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 北海道石狩郡当別町
長 大沢三代治外一名
紹介議員 岡本 愛祐君
北海道当別町は、警察法第四十条の三により去る十月二十二日住民投票の結果、自治体警察を廃止することに決定したから、明年四月一日を待たずしてすみやかにその責任を国家警察に転移できるように臨時特例を制定せられたいとの請願。

第八三二号 昭和二十七年十二月一日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 新潟県中魚沼郡十日町
長 中山龍次外一名
紹介議員 岡本 愛祐君
新潟県十日町は、規定の手続きを完了

して本町警察を廃止することに決定したから、本年内に警察責任の転移が行われるよう処置せられたいとの請願。

すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八五〇号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 北海道空知郡砂川町 長 森利雄外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

第八五三三号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 北海道上磯郡木古内町 長 栗田孝外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

第八五六号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 青森県上北郡七戸町 長 工藤正六
紹介議員 岡本 愛祐君

第八五九号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 長崎県北松浦郡佐々町 長 久家六蔵外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

第八六二二号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 山梨県南巨摩郡増穂町 長 志村武外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

北海道砂川町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

北海道木古内町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、この責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

青森県七戸町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

長崎県佐々町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

山梨県増穂町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八五一号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 兵庫県飾磨郡家島町 長 楠長純外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

第八五四号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 福岡県相模郡志免町 長 清原栄三郎外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

第八五七号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 大阪府泉北郡信太村 長 成田保徳外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

第八六〇号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 岐阜県海津郡今尾町 長 田中芳男外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

第八六三三三 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 山形県西置賜郡長井町 長 斎藤弥助外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

兵庫県家島町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

福岡県志免町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

大阪府信太村は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

岐阜県今尾町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

山形県長井町は、規定の手続きを完了して町警察を廃止することに決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八五二二号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 愛知県海部郡菰田町 長 高木順
紹介議員 岡本 愛祐君

第八五五五号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 愛知県渥美郡二川町 長 村田丹次外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

第八五八八号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 長崎県北松浦郡世知原町 長 松田四郎外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

第八六一号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 岐阜県武儀郡美濃町 長 小坂孟雄外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

第八六四四号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 山梨県中巨摩郡小笠原町 長 金丸親太郎外一名
紹介議員 岡本 愛祐君

愛知県菰田町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

愛知県二川町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

長崎県世知原町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

岐阜県美濃町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

山梨県小笠原町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

紹介議員 岡本 愛祐君
山梨県小笠原町は、規定の手続きを完了して町警察を廃止することに決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八六五号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者 栃木県足利郡山辺町
紹介議員 岡本 愛祐君
長 田部井進助外一名

栃木県山辺町は、規定の手続きを完了して町警察を廃止することに決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八六六号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者 栃木県上都賀郡足尾町
紹介議員 岡本 愛祐君
長 小林礼治外一名

栃木県足尾町は、規定の手続きを完了して町警察を廃止することに決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八六七号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者 長野県西筑摩郡上松町
紹介議員 岡本 愛祐君
長 渡山一郎外一名

長野県上松町は、規定の手続きの完了により町警察を廃止することに決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八六八号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者 長野県下高井郡平穂村
紹介議員 岡本 愛祐君
長 湯本二郎外一名

長野県平穂村は、規定の手続きを完了して町警察を廃止することに決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八六九号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者 長野県埴科郡松代町
紹介議員 岡本 愛祐君
長 八田恭平

長野県松代町は、規定の手続きを完了して町警察を廃止することに決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八七〇号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 青森県下北郡大畑町
紹介議員 岡本 愛祐君
長 菊地察明外一名

青森県大畑町は、規定の手続きを完了して町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律の制定により、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八七一号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者 青森県南津軽郡藤崎町
紹介議員 岡本 愛祐君
長 佐藤敏三外一名

青森県藤崎町は、規定の手続きの完了により町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八七二号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者 青森県下北郡大湊町
紹介議員 岡本 愛祐君
長 佐々木由吉外一名

青森県大湊町は、規定の手続きの完了により町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第八七三号 昭和二十七年十二月二日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

警察責任転移の時期繰上げに関する請願
請願者 静岡県小笠原郡横須賀町
紹介議員 岡本 愛祐君
長 鈴木純外一名

静岡県横須賀町は、規定の手続きの完了により町警察の廃止を決定したから、すみやかに警察法の臨時特例に関する法律を制定して、その責任転移の時期を繰り上げられたいとの請願。

第九四六号 昭和二十七年十二月三日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者 兵庫県飾磨郡家島町
紹介議員 岡本 愛祐君
長 高島庄太郎外一名

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。
第九四七号 昭和二十七年十二月三日受理
警察責任転移の時期繰上げに関する請願

請願者 大阪府泉北郡信太村
紹介議員 岡本 愛祐君
長 河井稔外一名

この請願の趣旨は、第八五七号と同じである。
第二一八号 昭和二十七年十一月二十九日受理
地方税法中一部改正に関する陳情

陳情者 東京都千代田区神田駿河台二ノ五日本医師会館内
日本歯科医師会館 入交直重外一名
第十三回臨時国会において、地方税法

の一部が改正せられ、医師および歯科医師の医業に関する特別所得税ならびに医療法人に関する事業税の一部に免税の法的措置が講ぜられたのであるが、現行法では、健康保険法および国民健康保険法に基く診療報酬にのみ免税の措置がとられており、健康保険法における家族の窓口負担の診療報酬はもとより、船員保険法、国家公務員共済組合法、生活保護法、結核予防法等の規定に基くこれら一連の社会医療の面においては、何等の考慮がなされていないのは遺憾であるから、こはらに對しても等しく免税の措置が講ぜられるよう今国会において地方税法のすみやかな改正を圖られたいとの陳情。

第二二〇号 昭和二十七年十一月二十九日受理
地方公務員の給与ベース改訂に伴う財源措置の陳情

陳情者 京都市議會議長 竹内忠治外四名
地方公共団体特に大都市は、戦災復興、六・三制教育、土木住宅その他厚生施設等ははるかに大なる経費を必要とし、収入その他によつてはこれ等の所要経費を充足し得ない状態にあつて、官公吏の給与改訂に至る情勢下に地方財政の困難は想像以上のものがあるから、給与改訂に伴う財源措置に関し格段の配慮を払われたいとの陳情。

第二四四号 昭和二十七年十二月三日受理
消防機関に火災保険料率算定に関し勧告権を附与するの陳情

陳情者 富山県庁消防課内富山県消防協会内 館哲二

わが国においては、木造建物に生命と財産が託されているため、火災保険事業は最も重要な社会事業となつてゐるが、その保険料率が極めて高いため、普及をはばんでおり、一方市町村においては、消防施設の整備強化に寧日ない実情で、業界がさらに現在の高率保険料を維持するならば、すでに一部に発生している互助会組織が統出する憂があるから、消防機関に対して、保険料率算定に関する法的勸告権を附与せられたいとの陳情。

第二四五号 昭和二十七年十二月三日受理

地方制度調査委員会に関する陳情

陳情者 東京都議會議長 斎藤清

享

地方制度の改革については、従来しばしば政府の調査機関が設置されたが、その実現は常に消極的であつたから、今回政府に設けられた地方制度調査会については、政府ならびに国会がその意見を十分に尊重し、誠意をもつてその実現に努められたいとの陳情。

十二月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案（衆）（予備審査のための付託は十二月十五日）